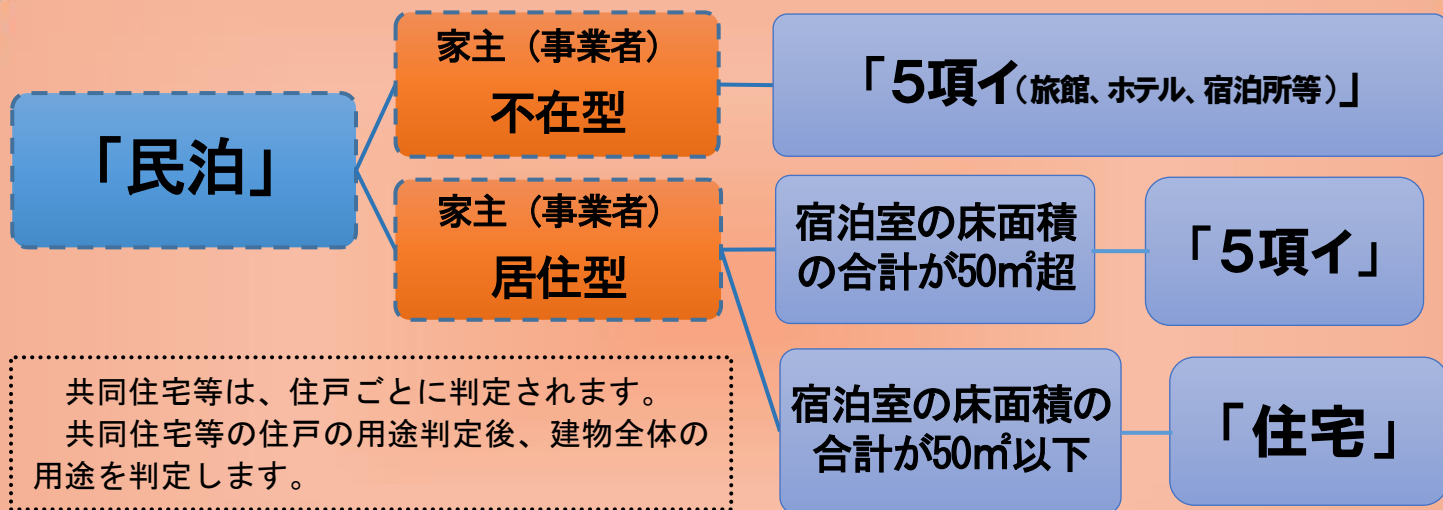


【横須賀市消防局からのお知らせ】

住宅宿泊事業法等により
「民泊」を実施されるみなさまへ

一般の住宅(一般住宅、空き家、長屋、共同住宅、店舗併用住宅等)で
「民泊」を行う場合は、消防法令に適合させる必要があります。

◎「民泊」は、消防法令上では、次の用途として取扱います。



共同住宅等は、住戸ごとに判定されます。
共同住宅等の住戸の用途判定後、建物全体の用途を判定します。

※5項イ …… 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類する防火対象物をいいます。

※16項イ …… 5項イと共同住宅(5項口)等が複合した防火対象物をいいます。

【消防用設備等の設置基準(一部抜粋)】

	5項イ	16項イ	住宅
消火器	延べ面積 150㎡以上 ※無窓階又は3階以上の階で床面積が50㎡以上		※任意で設置をお願いします。
自動火災報知設備	すべての施設	延べ面積 300㎡以上 (5項イの部分は必須)	住宅用火災警報器
誘導灯	すべての施設		義務なし

※ 面積が300㎡未満であるもの又はそれ以外でも、設備を減免できる場合があります。

※ 無窓階とは、消防法令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいいます。

※ 上記以外でも、建物の形態、用途又は階によって必要となる設備がある場合があります。

■建物の工事に着手する前にご相談ください！！

工事後、開設後に消防用設備等を設置することは、事業者にも多大なる負担がかかります。

必要となる消防用設備等の種類・設置箇所、届出書類、消防検査のスケジュール等の必要な手続きについて、下記連絡先にご相談ください。



消防局予防課 予防係 TEL 046-821-6493
 中央消防署 予防係 TEL 046-820-0121
 北消防署 予防係 TEL 046-861-3972
 南消防署 予防係 TEL 046-833-1276
 三浦消防署 予防係 TEL 046-884-0122